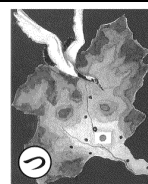




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年11月6日(水) 号外(第1号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第270号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年11月6日

群馬県知事 山 本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) N, N-ジエチル-2-{2-[(4-フルオロフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ[d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン(通称名Flunitazene、Fluonitazene) 及びその塩類
- (2) N, N-ジエチル-2-{2-[(4-メトキシフェニル) メチル] -1H-ベンゾ[d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン(通称名Metodesnitazene、Metazene) 及びその塩類
- (3) 1-(ベンゾ[d][1,3] ジオキサール-5-イル)-4-メチル-2-(ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン(通称名MD-PiHP、MD-PHiP) 及びその塩類
- (4) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-5-ブロモ-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド(通称名ADB-5' Br-PINACA) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和6年11月7日